

谷川 稔著

『十字架と三色旗——
もうひとつの近代フランス』

上 垣 豊

書 評

待ち望まれていた、フランス近代史の新しい見取り図が見事に示されている。それが最初に一気に読み上げたときの感想であった。「歴史のフロンティア」のシリーズの一冊として編まれたこの書は、近代フランス史研究の「フロンティア」を、しかも一般読者向けにわかりやすく、描いたものである。冒頭のカテドラルに残されている首なし聖人像の話と一九九四年の反バイル法の大デモンストレーションのルポルタージュに始まり、歴史をさかのぼってフランス革命にもどり、そこから一九世紀を一九〇五年の政教分離法まで下っていき、そこから再び現代にもどり、しめくくりにイスラム・スカーフ事件を題材に移民の統合の問題が論じられる。構成そのものが示しているように、本書は、きわめてアクチュアルな問題意識のもとに書かれており、考え抜かれた文章とともに、良質の人文書の資格を備えている。本書は、谷川稔氏の二冊目の著者にあたる。社会運動史の研究者として出発した氏は、『フランス社会運動史』（山川出版社、一九八三年）を刊行

して以降、社会史研究へと進み、「近代社会史研究会」を主宰しながら、宗教や教育などをテーマにした論稿を発表してきた。これらの論文を全面改稿して書き上げられ本書は、社会史研究者としての氏のこれまでの仕事を総括するものとなっている。

本書の意図は明快である。すこし長くなるが、「序章」を要約して紹介しよう。まず戦後の日本における近代フランス史研究の問題点が鋭く指摘される。近代フランスといえは、まずルソーに代表される人民主権論であり、ロベスピエール・ジャコバン派に領導された大革命のことであった。そして大革命以後のフランス政治史は「ジャコバン主義の深化としての歴史」として描かれてきた。この「ルソー的・ジャコバンのフランス」はフランス的近代の一面であったが、あまりに普遍モデル化されすぎた。だが、ソ連の崩壊、EUの成立という時代状況の中で、「イデオロギーとしてのフランス革命ではなく、歴史としてのフランス革命をもつと自由で探究できるようになった」と述べる。その上で、ルソー的ではなく「ヴォルテールのフランス」という角度からの大革命の、ひいては近代フランス史の大胆な読み替えを提起するのである。

著者によれば、それはまた同時に、近年隆盛の社会史的視点をあわせもつこともある。こうして一方では、「宗教と国家、宗教と教育、政教分離といった国政レヴェルの普遍的テーマに迫り」、他方ではこれまで軽視されてきた「地方民衆、田舎司祭、無名の活動家といった人びとの反応に照準」を合わせていく。さらに、「革命期の一〇年間は人びとの日常的心性（マンタリテ）や彼らを取り結んできた社会的結合関係（ソシアビリティ）を変え

たか否か」という、近年の革命史研究で議論を呼んでいる「社会史的設問」にも一定の答えをだそうときわめて野心的な意図を表明するのである。

本書の構成は以下のようになっている。

序章——もうひとつの近代フランス

第一章——カトリック的フランスの解体

第二章——カブララ文書の世界

第三章——文化革命としてのフランス革命

第四章——十九世紀の「村の司祭」と「田舎教師」

第五章——第二共和政期の司祭と教師

第六章——第三共和政下の学校と教会

終章——「ライシテのフランス」と文化統合のジレンマ

このように、本書は序章と終章を含めて八章だてとなっている。第一章から第三章までがフランス革命を中心に部分的には革命前後の時期を扱っており、文化面でフランス革命によってどのような断絶が生じたのかを検討し、第四章から第六章までが十九世紀を取り上げ、フランス革命の傷跡がどのようにその後の歴史に影響を与えたかを考察している。次に各章の内容を要約してみよう。

第一章「カトリック的フランスの解体」では、アンシャン・レジーム期のカトリック教会が「王権の行政末端機構であると同時に、民衆教化の要石いわば文化統合の中心的担い手であった」ことが確認されたうえで、教会財産の国有化から、聖職放棄の強要、立憲教会の解体までが論じられる。教会財産の国有化は「国教主義、ガリカニスムの帰結」であり、また修道会の

統廃合も一種の合理化の側面があったので、この二つの政策はさしたる抵抗もなく実施された。これに対して宗教的秩序を新しい市民的秩序に基づいて再編しようとした聖職者民事基本法は激しい抵抗を生み、とくに公民宣誓の強要によって教会分裂が生じた。しかし、教区民の対応は地方によって著しくことなっており、これが今日にまで及ぶフランスの政治地図を基本的に規定することになったのである。続いて谷川氏は、教権主義の浸透度の地域差によってこの地域差を説明しようとするティモシー・タケットの見方を肯定的に紹介しながら、南東部やアルザス・ロレーヌ地方については、プロテスタントへの対抗という要素が大変重要であるとし、さらに都市化などの要因を含め、複数の要素が複雑に絡まりあつて聖職者の態度を決定した、と結論づけている。先行する宗教政策と政策聖職者民事基本法の違いが明確にされ、公民宣誓に対する態度の地方差が、絶対王政期の宗教政策や長期波動に属す社会的結合関係との関連で説明されているのが、この章のメリットであろう。ただし、タケットの所説を引用しているところではあるが、トリエント公会議がすすめた「聖俗の分離」を「異質化」と規定しているのは疑問が残る。というのは、評者の理解では、教権主義は信仰から「迷信」を排除し、浄化、すなわち聖職者のヘゲモニーを再確立したうえで聖職者と「信仰共同体」、あるいは「伝統」との一体化、「同質化」をめざすものであるからである。「聖俗の分離」と聖職者の権威の源泉という別の次元の問題をタケットは混同しているのではなからうか。

第二章「カブララ文書の世界」では、革命期に棄教した元聖

職者が帝政期にフランスに派遣された教皇特使にあてた陳情書が分析されている。この章はフランス革命による傷跡、習俗面での断絶を棄教した聖職者を対象に検討したもので、本書の中でもとくに重要な部分である。まず、教皇特使にカブララが指名されたいきさつと文書のたどった「教奇な運命」が述べられ、続いて文書をもとに「背教者たちの社会史」が描かれている。

プチ・ミクロ・ヒストリアの集積の中から、赦免嘆願を願った元聖職者のプロフィールを描いた後、この文書の背後に「赦免嘆願をしなかった妻帯僧」の存在を指摘し、死去したものを除いて彼らの選択は、結果として「非キリスト教化」的行為として結果した、と論じ、また赦免嘆願した者のなかにも、聖職復帰を求めず結婚を正当化するためにのみ赦免を求めている事例がすくなく見いだされることから、背教者は大きく両極化したと結論を下している。史料の性格からミクロ・ヒストリアにはなりえないのは残念であるが、聖職者が革命で受けた傷の深さが伝わってくる、社会史叙述の良い見本といえるであろう。

第三章「文化革命としてのフランス革命」では、一七九三年秋から翌年六月までの非キリスト教化運動が「文化革命」という概念のもとに論じられている。フランス革命は空間と時間の「世俗化」をすすめ、「公民」の創出、教育改革にとりかかった。教育改革案には、ディドロや百科全書派の流れをひくコンドルセの自由主義的な知育中心のモデルと、ルソーの系譜をひく、ルペルチエとサン・ジュストの徳育中心のモデルの二つがあったが、革命の急進化のなかで優勢となるのは徳育中心のモ

デルであった。このモデルのなかでは、革命祭典も公民創出のための公教育の一環として位置づけられており、ロベスピエールによる最高存在の祭典は、こうした考えが大規模かつ極限にまで適用された実践例であった。結局、教育改革は積み残されてフランス革命は未完の革命に終わる。だが、それはフランス革命が「習俗の革命」であったことと矛盾しない。というのは「アンシャン・レジーム下からすでに始まっていた長期波動における脱キリスト教化現象に強烈なインパクトを与えて加速し、一部で再キリスト教化や地域主義の覚醒といったデフォルメをとめないながら、癒しがたい傷跡（トラウマ）として定着させていった」からである。

第四章「十九世紀の『村の司祭』と『田舎の教師』」では、まずナポレオンの「コンコルダート」を聖職者民事基本法の一層の国家主義的な改編とし、革命期の教会政策との連続面がおさえられる。司教に対して第一執政への忠誠宣誓を義務づけた点の指摘など、「コンコルダート」の内容と意義がこれほどの確に述べられている邦語文献は数少ない。続いて復古王政と七月王政期の政教関係が述べられ、復古王政下、再キリスト教化が進むが、七月革命によってこうした「カトリック反動」は阻止され、七月王政が反カトリック的ブルジョワ王政という性格を濃厚に帯びていたことが強調される。そして、バルザックの小説を材料に一九世紀前半の「村の司祭」についての具体的なイメージが与えられた後、管見の限りでは邦語文献では初めて、司祭のカテゴリ、収入、年齢、社会的出自、出身地、性格類型と多面的にその実態が記される。この章の後半では、一九世

の「田舎教師」の実像に著者は迫っていく。農村の教師はきわめて低い地位にあり、司祭の助手を兼ねている状態であったが、ギゾー法（一八三三年）を転機に待遇が改善され、村長秘書や役場の書記を兼ねながら、田舎の小名士としての地位を確立していくのである。明快な議論で説得的であるが、とくに、専門職化が進まなかったこと、その「マルチ機能化」が田舎教師のレゾン・デートルを高める結果となったという主張は傾聴に値する。

第五章「第二共和政期の司祭と教師」では、二月革命では共和派とカトリックの同盟という、革命以後のフランス史のなかでも異例の事態が生じた事情が説明された後、第二共和政期の教育問題を中心にカトリックと共和派の対立が描かれている。

二月革命後の普通選挙の導入によって、初等教員と小教区司祭の政治的重要性がまし、教育問題はこれまで以上に政治的性格を帯びていった。結局カトリックがこの闘いに勝利し、教育への聖職者の影響力を拡大するファール法（一八五〇年）が成立し、同時に共和主義的教員の大量処分がおこなわれるのである。続いて「民衆の中の反教権意識」が論じられ、告解によって日常生活に介入しようとする司祭への住民の反発をあげ、司祭と教師の党派的対立が住民の日常生活に密着した対立感情に深く根ざしたものであることが示される。そして第二帝政期のドフイネ県の事象を例に民衆の反教権主義を基礎に展開された、村人を巻き込んだ「村の司祭」と「田舎教師」のモラル・ヘゲモニーをめぐる闘争が描かれている。なお、ここでも著者は大革命期に生じた心理的トラウマの介在の指摘を忘れていない。

第六章「第三共和政下の学校と教会」では、共和派が政権の座についた後の一八八〇年代以降、政教分離（一九〇五年）までを扱っている。一八八〇年代において文化統合のためのシンボル操作の源泉となったのはフランス革命期の集合的記憶であった。フェリイ法以後、祖国の観念を児童に教え、「科学・儉約・公衆衛生」といった近代市民社会の諸観念を家庭に浸透させていく「共和国の司祭」としての役割が教師に期待されるようになった。実際、マルセル・パニョルの自伝的小説などから浮かび出てくる師範学校出身教師像は、使命感に燃えており、聖職者そのものの姿であった。第三共和政の小学校教師については、児童生徒に対して共和主義のイデオロギーの注入者としての側面が強調されてきたが、それだけでなく、農村の教師が農作業上の技術改良や農業協同組合の組織化に尽力したことなどを指摘し、農村民衆の生活にとって有用な「科学」の伝達者としての側面の存在が強調されている。続いてエミール・コンプによる修道会閉鎖措置とこれに対する抵抗、とくにキャロライン・フォードに基づきながらブルターニュの「聖霊の娘」修道会の抵抗が論じられる。だが、コンプによる閉鎖を「中央の国家権力による地方文化の抑圧」ととらえているフォードを批判して、谷川氏は、「聖霊の娘」修道会学校が一八七一年以降急速に拡大したのは教会が意識的にてこ入れしたためであり、さらにその背後には地主貴族や王党派による財政支援が考えられると論じ、農村におけるモラル・ヘゲモニーをめぐる闘争という視点にたたないと事態の本質を見誤ることを示唆するのである。ところで、コンプの反教権政策の地域差は著しく、大革命

命期の「政治心性地図のモザイク模様」が似た形で再現されていた。一九〇五年に政教分離法が成立する。その後の情勢の変化の中によつて、この法律は実施段階で重要部分が骨抜きにされたものの、一応この時点によつて共和派のモラル・ヘゲモニーが確立されるのである。

終章「ライシテのフランス」と文化統合のジレンマ」では、再び現代のフランスにもどり、私立学校などをおとしてカトリックの「社会的潜勢力」は保持されていることが確認された後、フランス共和国はその「ライシテ原理」のために、移民の統合に困難を抱えていることが指摘される。しかし氏の議論はそこにとどまることなく、さらにムスリムの側に存在する問題点も指摘し、ヨーロッパの未来にとって何より必要なのは「民族と宗教の違いを越えた共通の政治的・文化的土俵」であるとする。そして、こうした「土俵」が形成されるために、「ライシテ」の原理の普遍性が将来評価しなおされる可能性を、示唆して本論をしめくくっている。

本書全体としての意義についてのべておこう。心性や文化変容、あるいは宗教、教育を主題としたわが国のフランス近代社会史研究史における、これまでの氏の貢献は、具体的な史実の発見や細かな論点は除いて、大まかには次の二点にまとめられるであろう。第一に社会史研究に、文化統合、あるいはモラル・ヘゲモニーをめぐる闘争という観点を導入した点である。これによつて、中央集権的ナショナリズム弾劾、近代化批判に傾斜しがちであったそれまでの研究の傾向を是正し、よりバランスの取れた見方が可能になった。同時に、一九世紀末まで地

方農村の民衆は全国政治とは無縁であったとする、ユージン・ウェーバーの有名な説を明確に批判し、ローカルな場における政治の意味の再考をうながした。第二に、社会史研究が明らかにしてきた近代フランス像に「ヴォルテールの」という表現をあたえることによつて、従来のわが国におけるフランス近代史研究のあり方を批判し、それとは別の解釈が成り立つことを示したことである。なお、「ヴォルテールの」とは「反教権的」と同義であるが、教権主義と反教権主義との対抗を重視すること自体は氏の創見になることではない。しかし、「反教権的フランス」が「ヴォルテールのフランス」と形容されることによつて、はじめて従来の研究と対比しての社会史研究の成果の含意が明らかになったのである。本書において、これらの論点は、より説得力をもつて展開されている。しかしそれだけでなく、「十字架と三色旗」という対比や、「ライシテのフランス」という新しい規定は、著者の認識の深化を物語るものであろう。という新しくはあつても、カトリック教に代替可能かつポジティブな価値体系をあらわしてはいないからである。

だが、本書の意義は、なによりも、新しい解釈に沿ったフランス近代史の叙述が可能であることを実例をもつて示した点にあるだろう。この歴史叙述としての成功は、次の三つの困難な作業によつて保証されているように思われる。一つは、フランス革命史とそれ以後の、とくに一九世紀の歴史を整合的に接合したことである。著者は、革命以降のフランス近現代史を語ることのできる希有な歴史家ではあるが、それでも一九世紀が本

来のフィールドであろう。私を含め、一九世紀を専門とする研究者は、革命の評価が一九世紀の研究にも避けては通れないことはよく承知していても、革命像自体については、たとえ違和感や不満を感じていても革命史研究の専門家が作り出してきたものを借用することに甘んじていたのが実情であろう。ところが、氏は手稿史料をも用いながら、「革命の傷跡」に留意することによって、首尾よく自前のフランス革命像を作り上げたのである。

二つ目は教会と国家の関係を通時的にフォローしたことである。意外に思われるかもしれないが、革命以降の政教関係について要領よく書かれた邦語文献は、翻訳も含め、ほとんどない。公的文書の森の中で枝葉末節に陥らずに重要な筋道を描くだけでも実は大変な仕事なのである。また、評者は、日本の研究者の中では政教関係について比較的詳しいつもりであったが、一八〇一年のコンコルダートの意義や一八一七年のコンコルダートの存在など本書で教えられたことがかなりあった。そして三番目に、「村の司祭」と「田舎教師」の具体的なイメージを、わが国ではあまり利用されていない宗教史家の研究成果の利用や文学作品などの活用によって、示したことである。なお、一冊の本の中に司祭と田舎教師がこれほど平等に扱われている例はフランスにおいてもないのではなからうか。本書で書かれているように、フランスにおいては「ライシテ」をめぐる問題はなお生々しい問題であり、歴史家もこの問題では党派性を鮮明にしているのが普通だからである。紛争の局外に身を置く外国人研究者としての利点が生かされていると言えよう。

革命期から現代まで、論点は一人の研究者が扱うことが不可能ではないかと思われるほど多岐に渡っているが、著者はいずれの問題についても的確かつ説得的に論じており、その力量には誇張なしに脱帽した。評者はほとんど異論をはさむことができなかったが、それでも強いて二、三疑問を呈してみたい。

第一に、「ルソー的フランス」と「ヴォルテールのフランス」の対置の仕方である。第三共和政下の教師がまるで聖職者のようであった、という指摘を読んでいると、著者の使っているのとは違う意味ではあるが、そこに描かれているのはむしろ「ルソー的フランス」ではないのか、という感想を持った。カトリックと対抗するためには、疑似宗教的情熱が必要であり、たとえばエドガール・キネーは一八四〇年代には明白にヴォルテール主義を乗り越える必要を述べているのである。著者も「ルソー的フランス」と「ヴォルテールのフランス」を機械的に対立させているわけではないが、本書に示されているのは民衆の反教権主義という「ヴォルテールのフランス」をバックにした「ルソー的フランス」なのではなからうか。

第二に、カトリックと共和派の対立だけでなく、融合、相互浸透の面がもう少し強調されてよかったのではないであらうか。紙幅の関係もあらうが、二月革命における両者の同盟がもたらした異例の事態として処理されていて、より深い分析を期待していた評者にはやや残念であった。私見では、七月王政期の「アソシアシオニスム」ないしカトリック的社会主義の影響、あるいはそれとの対抗を抜きにして、たとえば「友愛」という徳目が重要性を帯びる点など、共和派の思想と運動の変化は理解で

きないと思われるからである。氏はかつて関西フランス史研究会において「Catholique laïque」としての統一性」という表現をもちいて、「ライシテ」の原理の基盤には世俗化されたカトリック文化があることを指摘した（一九九四年七月一五日）。本書でもこの考えが展開されておれば、「ライシテ」と「自由・平等・友愛」などの徳目との関係が明確になったのではなかろうか。

第三に、本書での小説の利用は史料への新しいアプローチの仕方として積極的に評価されるべきであるが、マルセル・パニョルのような「国民的劇作家」の場合はともかく、ゾラなどのイデオロギー的立場の鮮明な作家の作品の利用方法を案出できない場合、利用可能な小説は限定されてしまうおそれがある。評者は、党派的な小説の中に出てくるものであっても、その司祭ないし教師像はモラル・ヘゲモニーをめぐる闘争における敵

あるいは味方のイメージを示しているものとして利用可能ではないかと考えているが、この場合は司祭ないし教師の実像に迫るといふ本来の課題からは遠ざかってしまう。いずれにせよ、なお理論的な課題が多く残されているように思われる。もっとも以上述べた疑問点は、著者に対してというよりもむしろ、一九世紀のフランス史研究者が共通して考えていかねばならない問題であろう。

繰り返すが、本書はこれまでのフランス近代史像を一新するものであり、同時にロンゲ・デュレの社会史叙述の見事な例である。本書がフランス近代史研究者の共有財産となることを切望する。評者の問題関心にあまりにひきつけすぎた書評になったのではないかと危惧するが、示唆に富む本書の可能な読み方の一つとして、著者のご寛恕を得たい。

（山川出版社 一九九七年 A5版 二四四―二四頁）
（龍谷大学助教授）